

令和 2 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 1 0 日
 担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 3〕

① 件 名																																																																																					
令和 2 年人事院勧告に伴う給与改定について																																																																																					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																																																																																					
<p>【背景】</p> <p>令和 2 年 1 0 月 7 日、人事院は、国会及び内閣に対し、ボーナスについて、民間事業所の支給割合を 0.04 月分上回っていたことから、支給割合を 0.05 月分引き下げ、これを民間の支給割合等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映する旨の勧告をした。</p> <p>なお、月例給については、同年 1 0 月 2 8 日、民間給与との較差（▲0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるため、改定を行わない旨勧告されている。</p> <p>【目的】</p> <p>本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>																																																																																					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																																																																																					
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法第 1 4 条第 1 項（情勢適応の原則）、第 2 4 条第 2 項（均衡の原則）等</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>																																																																																					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																																																																																					
<p>令和 2 年 1 0 月 7 日 人事院勧告（ボーナスの引下げ） 2 8 日 人事院勧告（月例給の据置き）</p> <p>※ 国の対応については、令和 2 年 1 月 6 日、人事院勧告に従って国家公務員のボーナスを引き下げる改正法案を閣議決定しており、現在会期中である第 2 0 3 回臨時国会に改正法案を提出する予定。</p>																																																																																					
⑤ 主な内容																																																																																					
<p>令和 2 年人事院勧告に準じて、民間のボーナスの支給割合に見合うよう、次のとおり期末手当の支給割合を引き下げることとし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <p>また、月例給については、人事院勧告に準じて改定しない。</p> <p>1 期末手当の支給割合の改定（公布の日から施行）</p> <p>(1) 一般職（任期付職員を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給割合</th> <th colspan="2">6 月</th> <th colspan="2">12 月</th> <th colspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1.3</td> <td>0.95</td> <td>1.3</td> <td>0.95</td> <td>2.6</td> <td>1.9</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>1.3</td> <td>0.95</td> <td>1.25</td> <td>0.95</td> <td>2.55</td> <td>1.9</td> <td>4.45</td> </tr> <tr> <td>R3.4 以降</td> <td>1.275</td> <td>0.95</td> <td>1.275</td> <td>0.95</td> <td>2.55</td> <td>1.9</td> <td>4.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給割合</th> <th colspan="2">6 月</th> <th colspan="2">12 月</th> <th colspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1.7</td> <td>-</td> <td>1.7</td> <td>-</td> <td>3.4</td> <td>-</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>1.7</td> <td>-</td> <td>1.65</td> <td>-</td> <td>3.35</td> <td>-</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>R3.4 以降</td> <td>1.675</td> <td>-</td> <td>1.675</td> <td>-</td> <td>3.35</td> <td>-</td> <td>3.35</td> </tr> </tbody> </table>								支給割合	6 月		12 月		計			期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計	現 行	1.3	0.95	1.3	0.95	2.6	1.9	4.5	改正後	1.3	0.95	1.25	0.95	2.55	1.9	4.45	R3.4 以降	1.275	0.95	1.275	0.95	2.55	1.9	4.45	支給割合	6 月		12 月		計			期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計	現 行	1.7	-	1.7	-	3.4	-	3.4	改正後	1.7	-	1.65	-	3.35	-	3.35	R3.4 以降	1.675	-	1.675	-	3.35	-	3.35
支給割合	6 月		12 月		計																																																																																
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計																																																																														
現 行	1.3	0.95	1.3	0.95	2.6	1.9	4.5																																																																														
改正後	1.3	0.95	1.25	0.95	2.55	1.9	4.45																																																																														
R3.4 以降	1.275	0.95	1.275	0.95	2.55	1.9	4.45																																																																														
支給割合	6 月		12 月		計																																																																																
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計																																																																														
現 行	1.7	-	1.7	-	3.4	-	3.4																																																																														
改正後	1.7	-	1.65	-	3.35	-	3.35																																																																														
R3.4 以降	1.675	-	1.675	-	3.35	-	3.35																																																																														

(3) 会計年度任用職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現行	1.3	-	1.3	-	2.6	-	2.6
改正後	1.3	-	1.25	-	2.55	-	2.55
R3.4以降	1.275	-	1.275	-	2.55	-	2.55

【経過措置】

令和2年度及び令和3年度においては、本市では経過措置として以下の支給割合を適用しており、この支給割合は改定しない。

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
R2年度	0.65	-	0.65	-	1.3	-	1.3
R3年度	0.975	-	0.975	-	1.95	-	1.95

※ 再任用職員については、据置きとする。

2 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- (3) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (4) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (5) 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

3 参考（改定による影響額）

≪R2.12月期末・勤勉手当総支給額(モデルケース)≫ (単位：円)

区分	改定前	改定後	改定差額
行政職 (45歳・大学卒)	910,470	889,889	▲20,581

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

令和2年度期末手当改定に伴う影響額 ▲35,375千円（共済費を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

大崎市、東松島市、女川町：次回開催される市（町）議会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

次回開催される市議会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和2年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を提案

⑨ その他